

廃棄物処理センターの指定実績及び稼働状況

- 18法人を指定(平成28年1月28日現在)
- うち、15法人の処理施設が稼働

No.	都道府県名	法人名	指定日	事業実施状況
1	岩手県	(一財)クリーンいわて事業団	平成5年1月	最終処分場、焼却施設、破碎施設が稼働(平成7年9月～)
2	愛媛県	(財)愛媛県廃棄物処理センター	平成5年11月	焼却施設が稼働(平成12年1月～)
3	香川県	(財)香川県環境保全公社	平成6年3月	
4	新潟県	(公財)新潟県環境保全事業団	平成6年6月	焼却施設、最終処分場等が稼働(平成11年4月～)
5	高知県	(財)エコサイクル高知	平成6年8月	最終処分場が稼働(平成23年10月～)
6	三重県	(一財)三重県環境保全事業団	平成11年11月	焼却施設を休止中(平成23年9月～) 最終処分場が稼働(平成26年4月～)
7	宮崎県	(公財)宮崎県環境整備公社	平成12年12月	最終処分場、焼却施設等が稼働(平成17年11月～)
8	島根県	(公財)島根県環境管理センター	平成12年12月	最終処分場が稼働(平成14年4月～)
9	茨城県	(財)茨城県環境保全事業団	平成13年12月	最終処分場、焼却施設が稼働(平成17年8月～)
10	佐賀県	(一財)佐賀県環境クリーン財団	平成14年3月	最終処分場、焼却施設が稼働(平成21年4月～)

No.	都道府県名	法人名	指定日	事業実施状況
11	山梨県	(財)山梨県環境整備事業団	平成14年11月	最終処分場が稼働(平成21年5月～) 稼働を停止(平成24年12月～漏水検知器作動のため)
12	滋賀県	(公財)滋賀県環境事業公社	平成14年11月	最終処分場が稼働(平成20年10月～)
13	愛知県	(公財)愛知臨海環境整備センター	平成18年6月	最終処分場が稼働(平成23年3月～)
14	岩手県	いわて県北クリーン(株)	平成18年10月	焼却施設が稼働(平成21年4月～)
15	熊本県	(財)熊本県環境整備事業団	平成20年3月	平成27年度に最終処分場の建設完了
16	鹿児島県	(公財)鹿児島県環境整備公社	平成21年12月	最終処分場が稼働(平成27年1月～)
17	兵庫県	(公財)ひょうご環境創造協会	平成24年2月	最終処分場が稼働(平成13年10月～)
18	沖縄県	沖縄県環境整備センター(株)	平成26年3月	

廃棄物の適正処理の確保のための施策体系

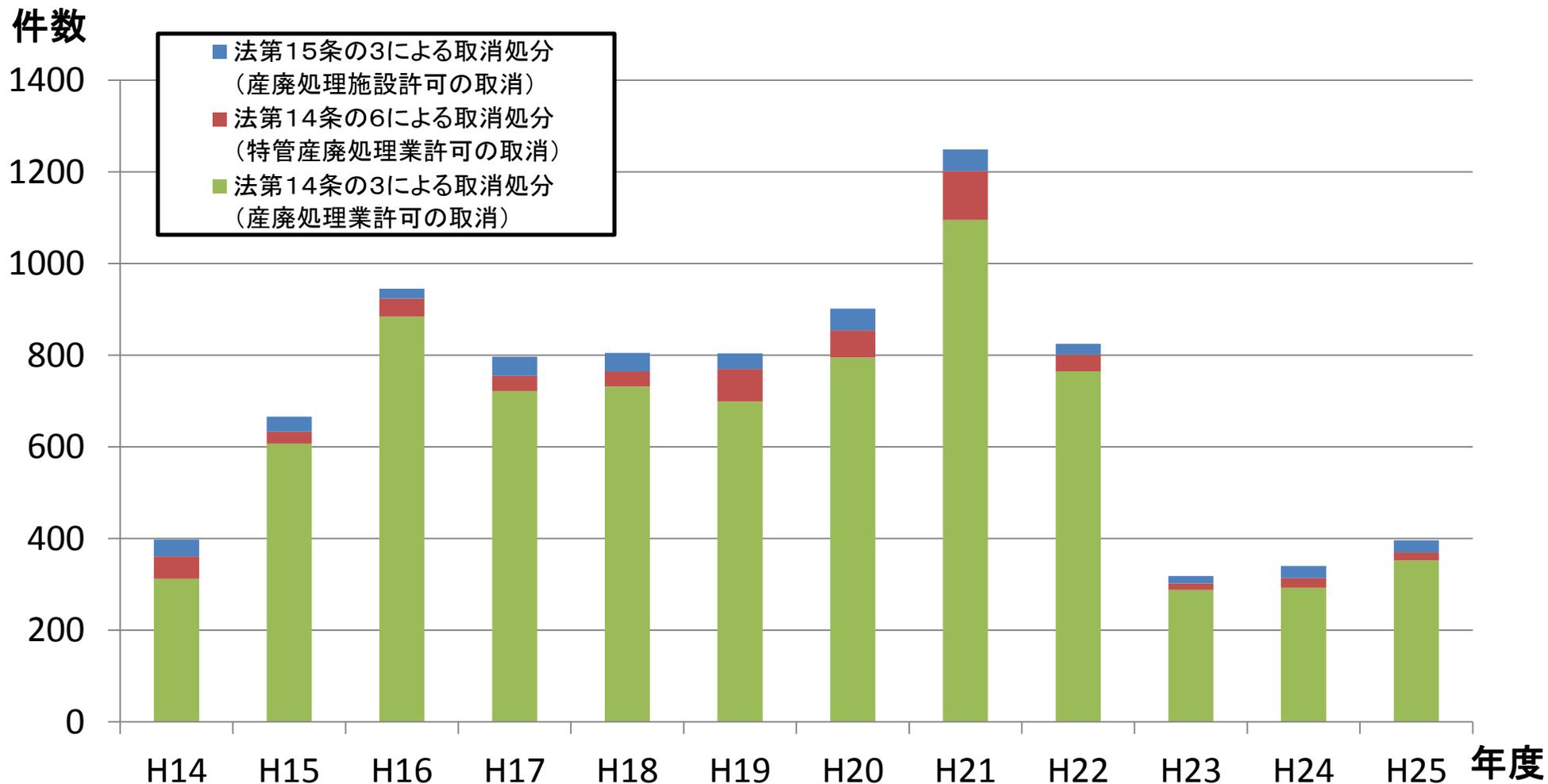
⑤指導監督の強化

⑤指導監督の強化

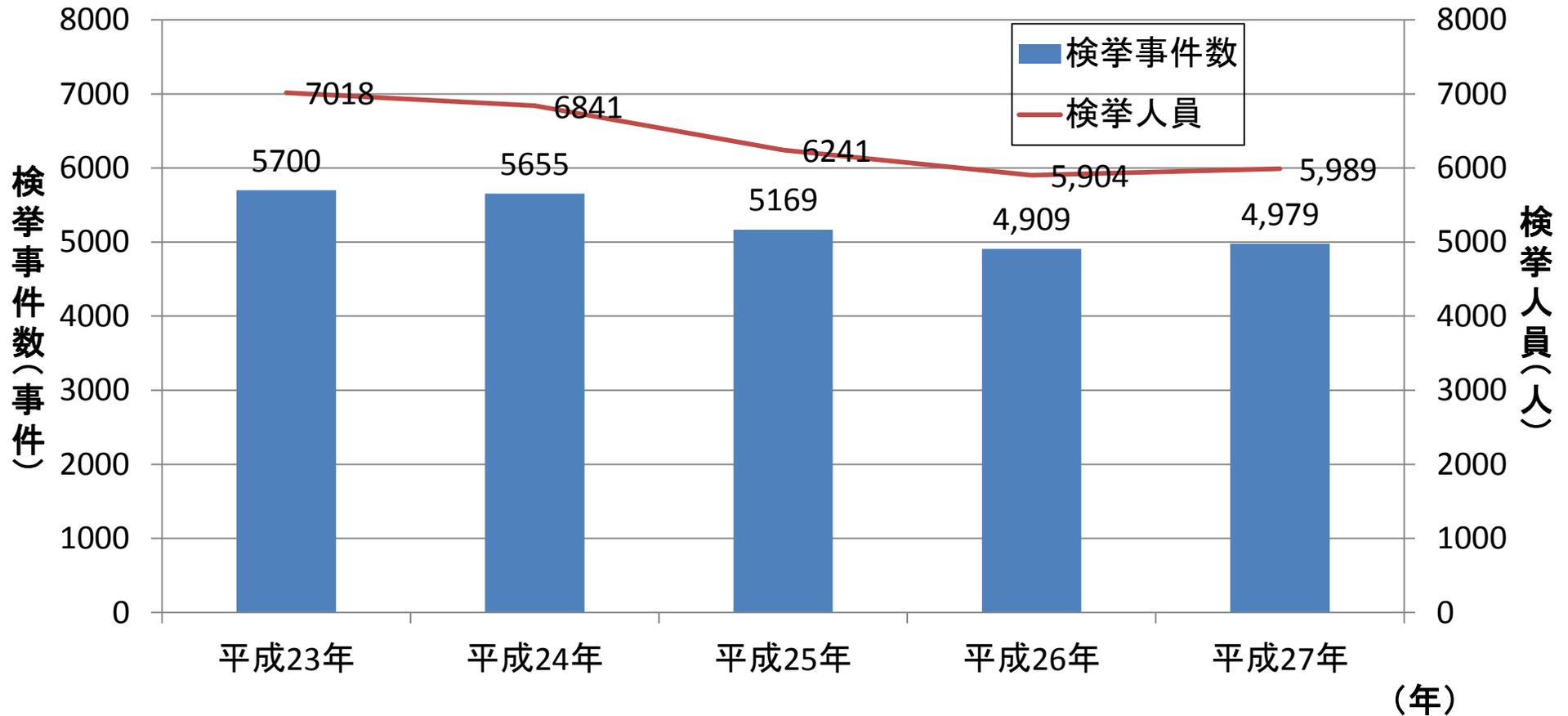
平成12年～22年の法改正の変遷

平成12年	<ul style="list-style-type: none">許可の欠格要件に間接的に違反行為に関与した者、暴力団員等である者、暴力団員等によって支配されている法人等を追加
平成15年	<ul style="list-style-type: none">廃棄物の疑いのあるものに係る立入検査・報告徴収権限の拡充産廃について緊急時の国の立入検査・報告徴収権限の創設許可の欠格要件に聴聞通知後に廃止の届出をした者を追加特に悪質な業者について業・施設の許可の取消しを義務化
平成16年	<ul style="list-style-type: none">産業廃棄物の不適正処理に係る緊急時における国の関係都道府県への指示権限の創設指定有害廃棄物(硫酸ピッチ)の不適正処理禁止
平成17年	<ul style="list-style-type: none">不正の手段により許可を受けた者を許可の取消事由に追加欠格要件に該当した許可業者・施設設置者について届出の義務付け許可の欠格要件に暴力団員等によって支配されている個人を追加
平成22年	<ul style="list-style-type: none">報告徴収・立入検査の対象に「その他の関係者」(不適正処理の関与が疑われる者等を広く含む。)を追加環境大臣による各種認定制度の監督強化

廃棄物処理法に基づく許可取消処分件数の推移



廃棄物事案の検挙件数



平成27年警察白書及び平成27年における生活経済事犯の検挙状況等について(ともに警察庁より)

廃棄物の適正処理の確保のための施策体系

⑥原状回復のための措置命令

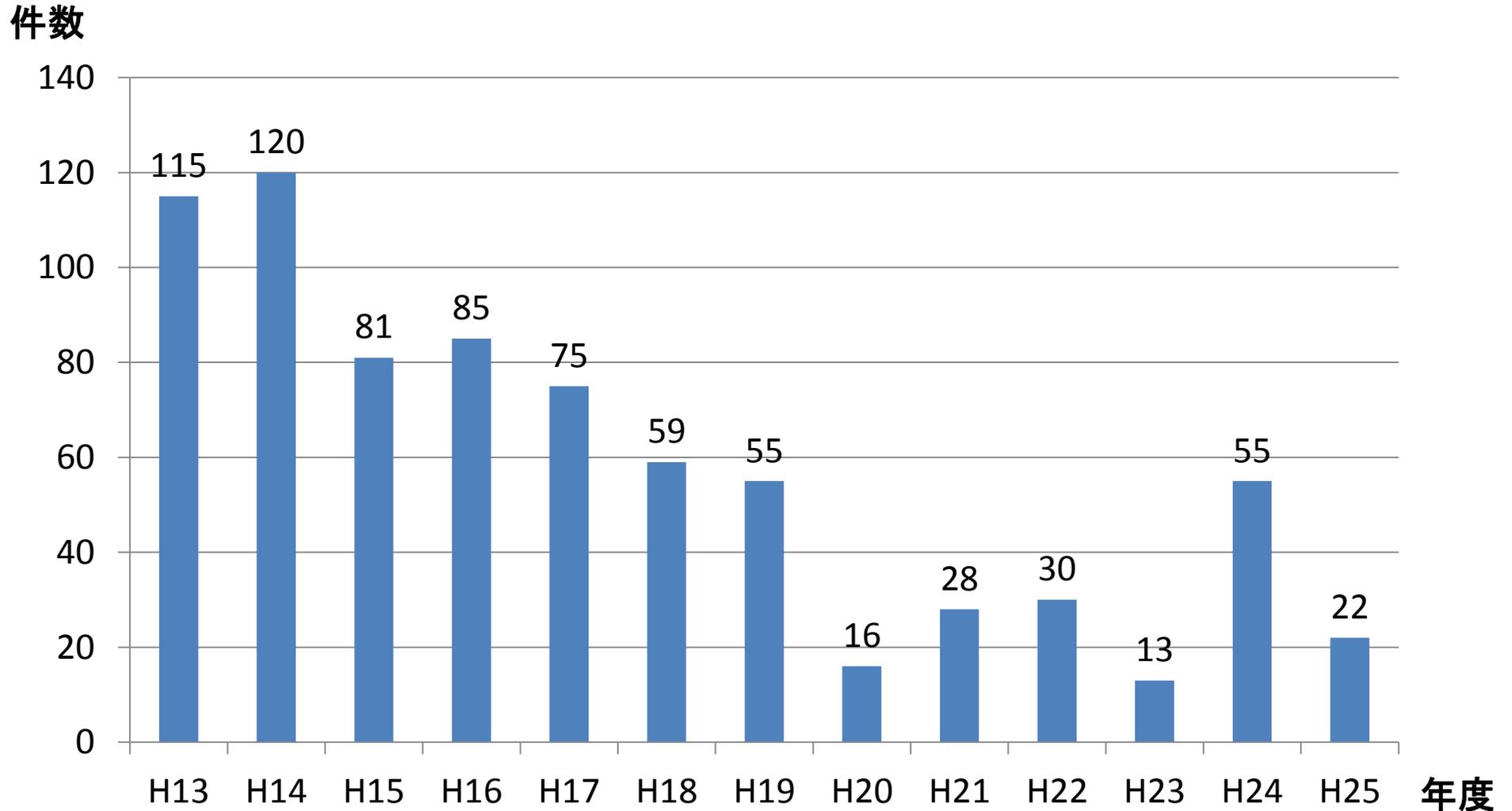
⑦代執行・費用請求

⑥原状回復のための措置命令 ⑦代執行・費用請求

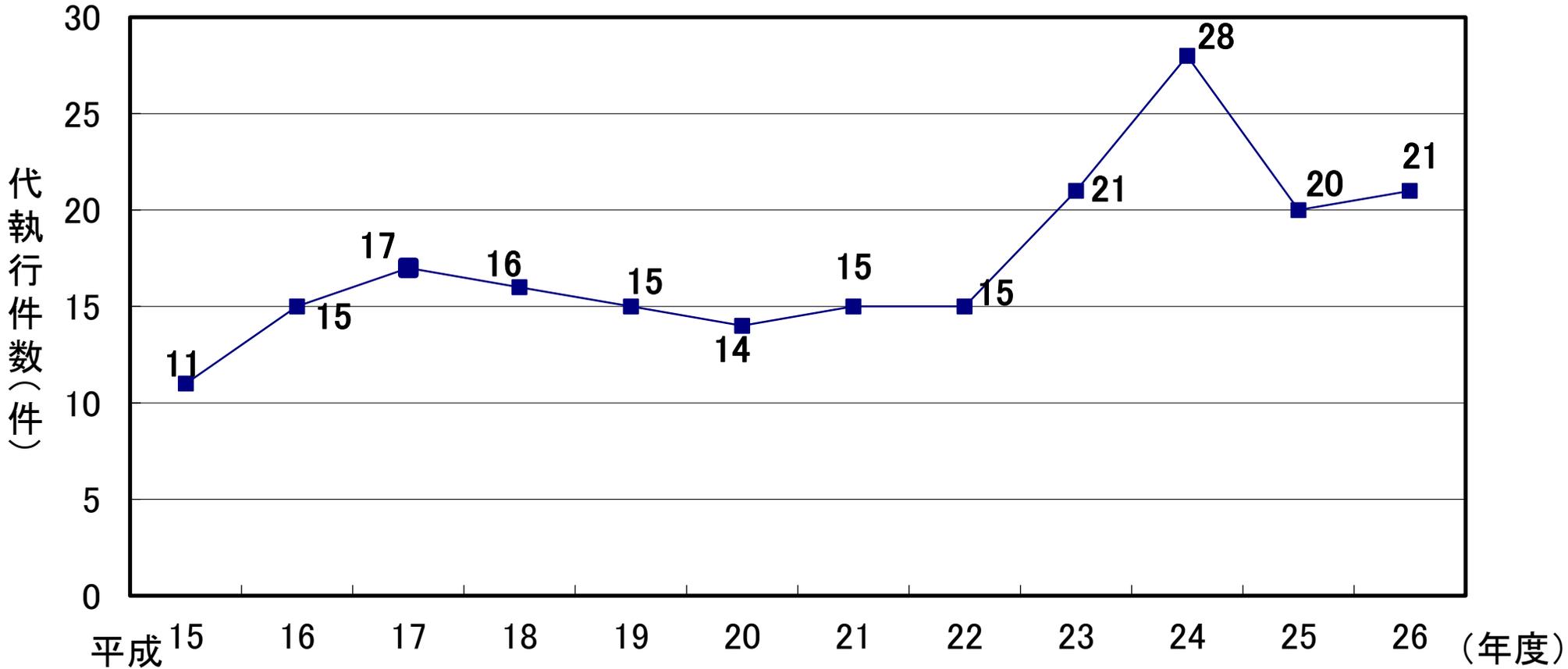
平成12年～22年の法改正の変遷

平成12年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不適正処理に関する支障の除去等の措置命令の強化 (不適正処分を行った者の拡大、排出事業者の追加) ・ 措置命令の強化と併せて、代執行・費用請求の対象を拡大。また、緊急に代執行を講じられなければ回復困難な場合を代執行の対象に追加
平成16年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理施設の事故時における、都道府県知事による応急措置命令を創設
平成22年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下を措置命令の対象に追加 「廃棄物処理基準に適合しない廃棄物の収集、運搬」 「産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管」 「交付したマニフェストの写しを保存しなかった者」 「マニフェストの交付を受けずに産業廃棄物の引渡しを受けた者」 「建設工事の下請負人が措置命令を受ける場合のその元請業者(適正に他人に委託して排出事業者責任を果たしていた者を除く。)」 ・ 最終処分場の維持管理に係る代執行を行った都道府県知事又は市町村長が、維持管理積立金を取り戻すことができることを規定

措置命令発出件数の推移



不法投棄等の残存事案における行政代執行件数 (各年度末時点)



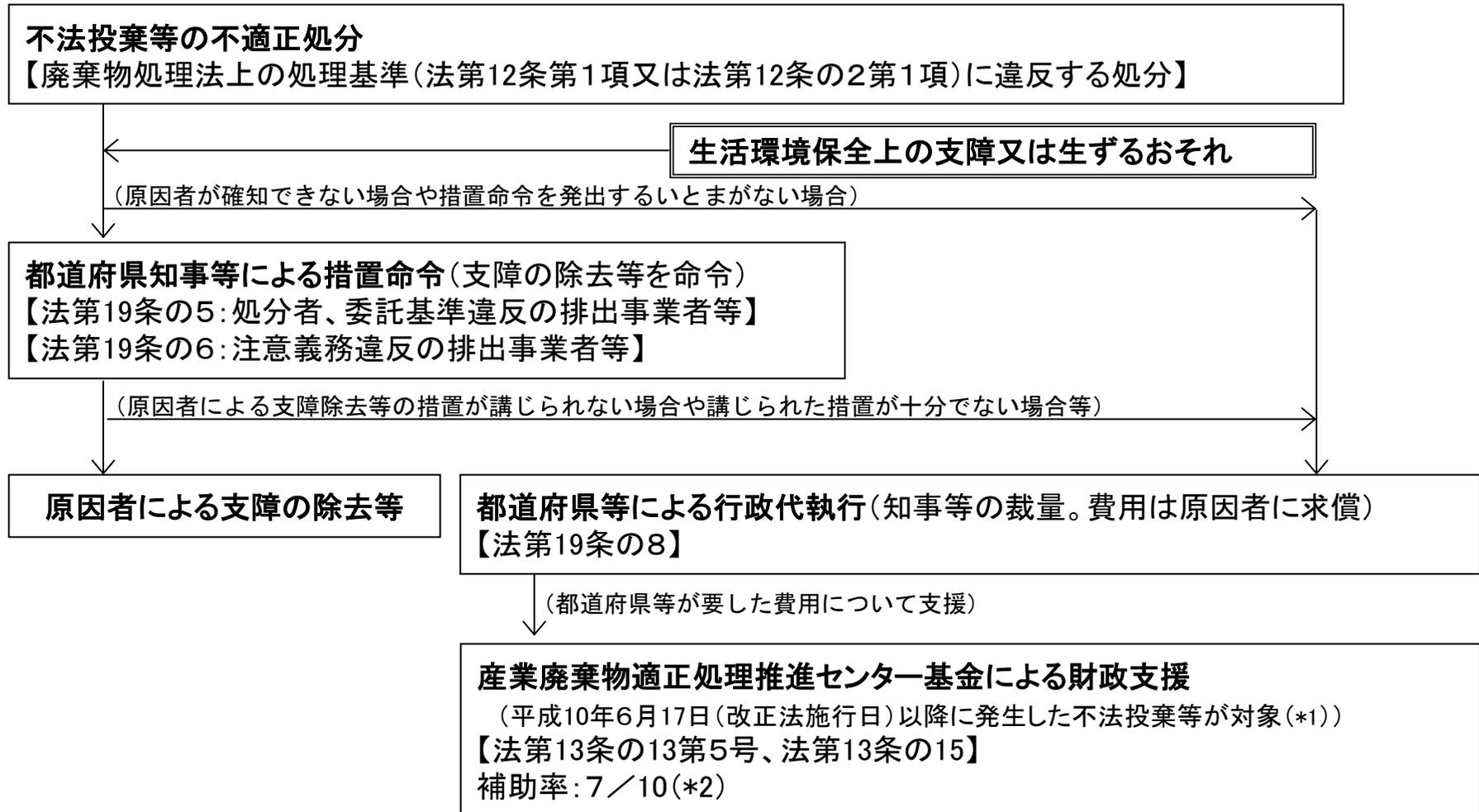
※ 不法投棄・不適正処理の残存事案のうち、各年度末時点において行政代執行を実施中及び実施済事案を集計

廃棄物の適正処理の確保のための施策体系

⑧不法投棄等の支障除去等に対する支援

⑧不法投棄等の支障除去等に対する支援

廃棄物処理法の平成9年改正により、行政代執行規定及び基金制度が創設された。
支障除去等に要する費用についての産業界と国と都道府県等との負担割合は、現在、4:3:3(創設当初は2:1:1)であり、産業界と国が基金を通じて事業費の7/10を都道府県等に支援している。

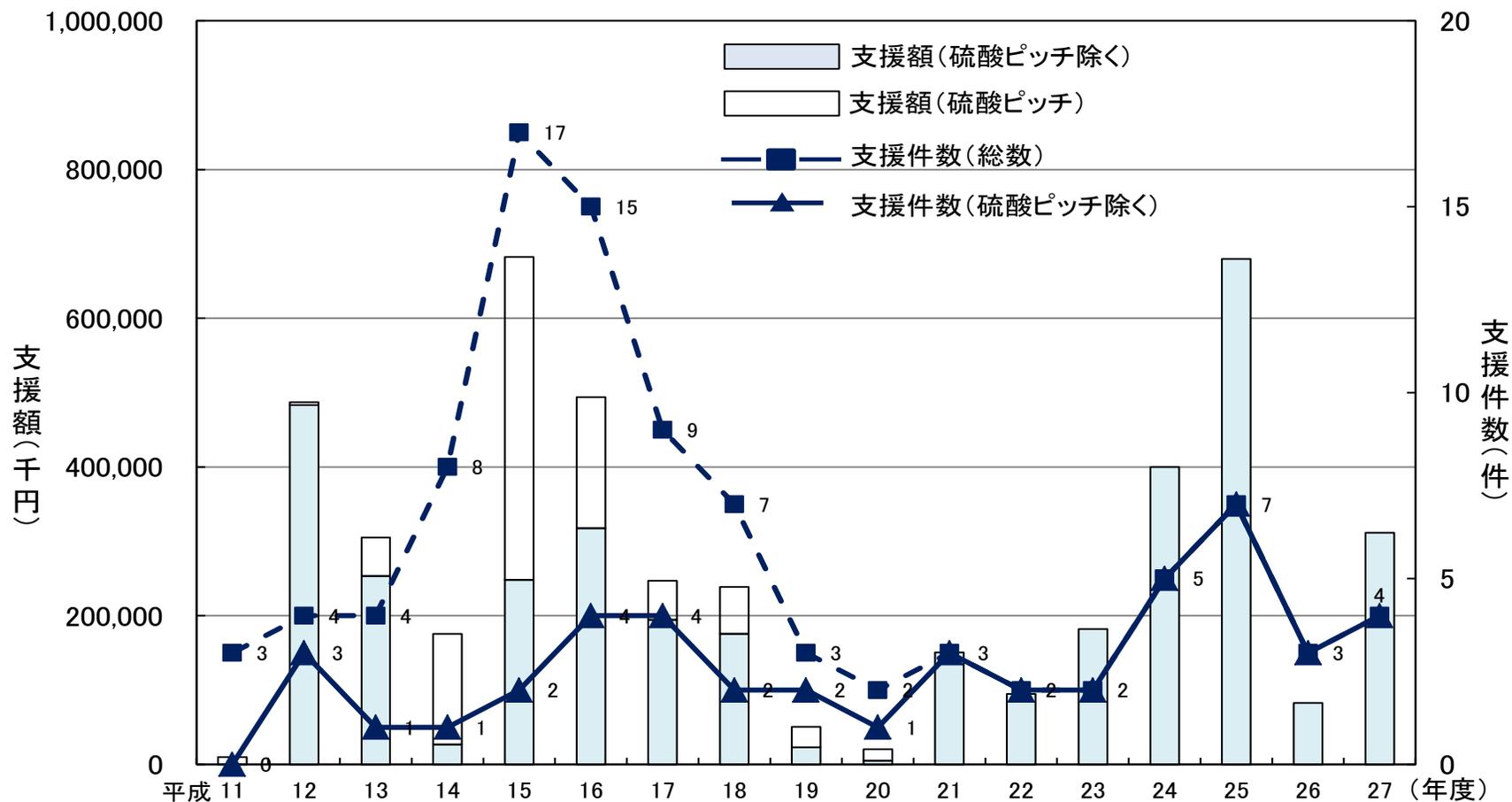


*1 平成10年6月16日以前の不法投棄等については産廃特措法に基づく支援

*2 平成24年度までに支援が決定した事案については補助率3/4

適正処理推進センター基金による支援実績

～支援件数・支援額の推移～



その他

廃棄物処理における有害物質管理①

○特別管理廃棄物制度の導入

特別管理廃棄物の定義（法第2条第3項、第5項）；

爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの

特別管理廃棄物一覧（令第1条、第2条の4）

廃棄物の種類		(※特定施設限定あり)
特別管理一般廃棄物	PCB使用部品	※1 水銀使用廃製品から水銀を回収する施設
	廃水銀(※1)	※2 廃棄物焼却施設
	ばいじん(※2)	
	ダイオキシン類を含むばいじん、燃え殻、污泥(※2)	※3 医療機関等
	感染性廃棄物(※3)	
特別管理産業廃棄物	廃油(揮発油類、灯油類、軽油類)	※4 石綿建材除去事業に係るもの又は 大気汚染防止法の特定粉じん発生施設
	廃酸(pH2.0以下)	
	廃アルカリ(pH12.5以上)	※5 水銀使用廃製品等から水銀を回収する施設、 水銀使用製品の製造の用に供する施設、 水銀を媒体とする測定機器を有する施設、 試験研究機関等
	感染性廃棄物(※3)	
	高濃度PCB廃棄物	
	低濃度PCB廃棄物	※6 水質汚濁防止法、大気汚染防止法、 ダイオキシン類対策特別措置法の対象施設等
	廃石綿等(※4)	
	廃水銀等(※5)	
	有害物質を含む鉱さい、ばいじん、燃え殻、污泥等(※6)	

特別管理廃棄物に係る規制

・特別管理産業廃棄物管理責任者(法第12条の2)

特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場毎に特別管理産業廃棄物管理責任者を設置することが義務付けられている。

・特別管理産業廃棄物処理業(法第14条の4)

特別管理産業廃棄物の処理を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

・特別管理廃棄物処理基準(法第7条、第12条の2等)

特別管理廃棄物の処理を行う者は、通常の廃棄物とは異なる特別管理廃棄物処理基準に従うことが義務付けられている。

廃棄物処理における有害物質管理②

特別管理産業廃棄物の制度導入(平成4年)からの主な見直し

年	水質汚濁防止法に基づく排水基準改正を踏まえた見直し	ダイオキシン(DXN)対策	PCB廃棄物対策	水銀廃棄物対策	廃石綿対策
平成4年	重金属等11物質を含む廃棄物	—	廃PCB等、PCB汚染物	水銀を含む廃棄物	廃石綿等
平成7年	有機ハロゲン化合物等13物質を含む廃棄物を追加				
平成10～16年			PCB汚染物を拡充 PCB処理物を追加		
平成11年		DXN特措法の制定 ・排出削減計画の策定(平成12年)等			
平成12年		DXNを含む廃棄物を追加			
平成13年			PCB特措法の制定 ・処理基本計画の策定(平成14年)等		
平成18年					廃石綿等を拡充
平成24年			PCB特措法の改正 ・処分期限の延長等		
平成25年	1,4-ジオキサンを含む廃棄物を追加			水銀に関する水俣条約採択	
平成28年			PCB特措法の改正 ・高濃度PCB廃棄物処分義務付け ・都道府県等の権限強化等	廃水銀等を追加 水俣条約に日本が締結	

○硫酸ピッチ対策

平成16年 硫酸ピッチを指定有害廃棄物に指定

軽油の密造に伴い排出される硫酸ピッチ(廃硫酸と廃炭化水素油との混合物で著しい腐食性を有するもの)を指定有害廃棄物に指定して、特別の処理基準を設定し、これに違反した場合は直ちに罰則の対象とした。

廃棄物処理における有害物質管理③

POPs廃棄物対策

平成16年 残留性有機汚染物質(POPs*)に関するストックホルム条約発効

締約国に対し、POPs廃棄物が以下のとおり取り扱われるよう適切な措置をとることが求められている。

- ・POPs廃棄物を環境上適正な方法で収集、運搬及び保管すること
- ・廃棄物に含有するPOPsを原則 分解すること

* POPs(Persistent Organic Pollutants)…毒性、難分解性及び生物蓄積性を有し、国境を越えて移動する物質

これまでに講じた措置

- ・PCB廃棄物及びダイオキシン類を含む廃棄物の特別管理廃棄物への指定
- ・POPs廃農薬に関する技術的留意事項(平成16年10月策定、平成21年8月改定)の発出
- ・PFOS含有廃棄物に関する技術的留意事項(平成22年9月策定、平成23年3月改定)の発出
- ・個別の分解実証試験の実施(クロルデン、エンドスルファン、HBCD、HCBD、PCN、PCP等)

OWDS (廃棄物データシート) による対策

WDS(廃棄物データシート)；

産業廃棄物の適正処理のため、処理委託時に排出事業者から処理業者に伝達すべき情報を具体的に記載するためのツール

平成18年 廃棄物情報の提供に関するガイドライン—WDSガイドライン—の発出

WDSの様式、記載方法等を解説

平成25年 WDSガイドライン第2版の発出

下記事案の再発防止策として、WDSの様式に消毒副生成物前駆物質等を追加

問題事案の発生；

平成24年に、利根川水系の複数の浄水場で水道水質基準を上回るホルムアルデヒドが検出

推定される原因；

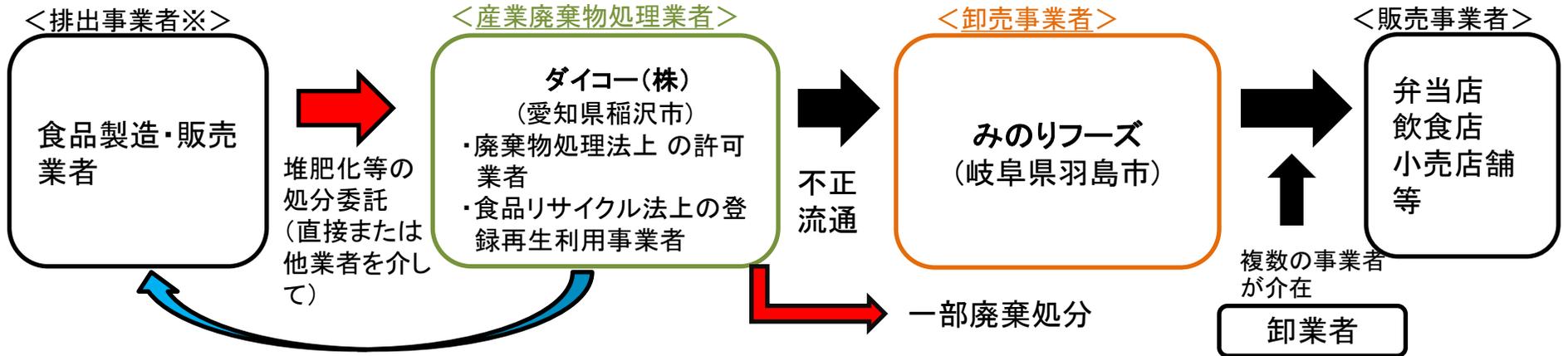
排出事業者から処理業者に処理委託された廃液に、ホルムアルデヒドの前駆物質であるヘキサメチレンテトラミンが高濃度に含まれていることが伝達されず、適切な処理が行われなかったため

対策；

排出事業者から処理業者への情報伝達について更なる具体化・明確化を図ることが必要

食品廃棄物の不適正な転売事案の概要

○食品製造業者等から処分委託を受けた食品廃棄物が、愛知県の産業廃棄物処理業者により、食品として売却されてしまった事案



処分終了したという
マニフェストの
虚偽報告の疑い

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律の関連規定
 ・マニフェストにより最終処理を確認すること。
 ・産業廃棄物の処理状況を確認するよう努めること。

【廃棄物の取扱いに関して】

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に抵触するおそれ(マニフェストの虚偽報告等)
- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の登録要件を満たさないおそれ(国が把握できていなかった点)

【食品の取扱いに関して】

- 食品衛生法に抵触するおそれ(無許可営業)
- 食品表示法に抵触するおそれ(表示がない商品が小売りされた点)
- 米トレーサビリティ法に抵触するおそれ(取引記録が作成されていない点)等

(現在、全容解明に向けて警察による捜査等が行われているところ。)

環境省としての再発防止策～食品廃棄物の排出から処理に至るフロー管理の強化～

【電子マニフェストの機能強化】

- 電子マニフェストの虚偽記載防止のため、不正を検知できる情報処理システムの導入の検討 等

【廃棄物処理業者に係る対策:透明性と信頼性の強化(監視体制の強化・適正処理の強化と人材育成)】

- 食品廃棄物の不正転売に係る立入検査マニュアル策定の検討、優良事業者の育成・拡大 等

【排出事業者に係る対策:食品廃棄物の転売防止対策の強化※食品リサイクル法に基づく取組は農林水産省等と共同】

- 食品リサイクル法判断基準省令の見直し検討、食品廃棄物の不正転売防止のための措置に関するガイドラインの策定 等

3. 3Rに関する状況

ポイント

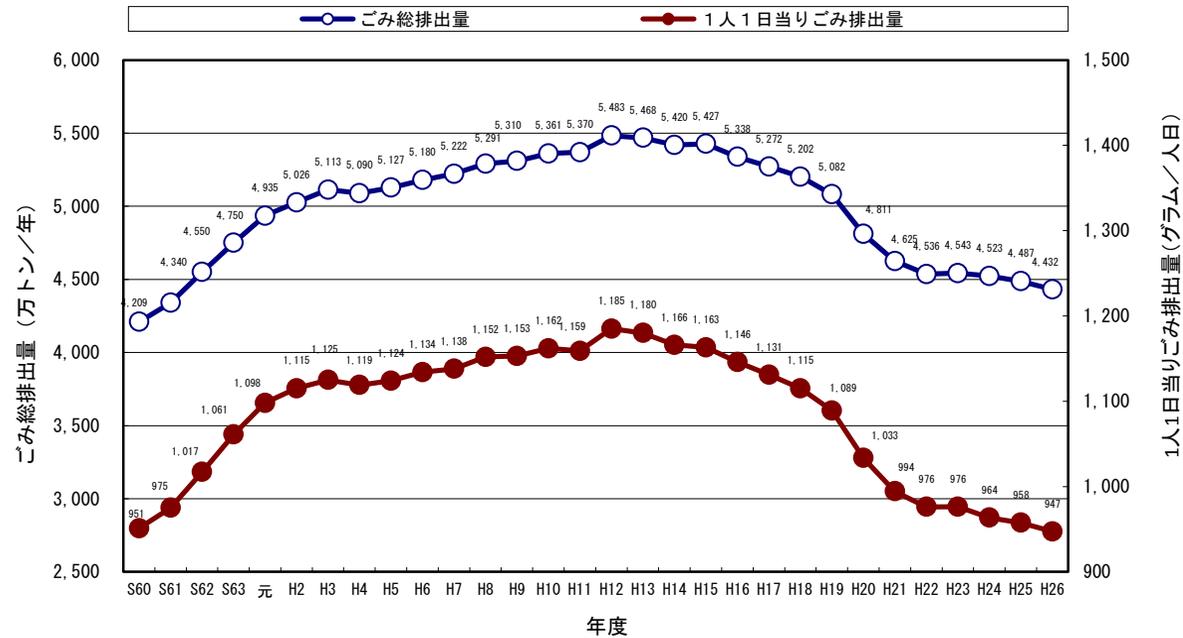
- 廃棄物処理法や各種リサイクル法等に基づき、排出抑制・再利用等の減量化を推進。
- 廃棄物処理法については、多量排出事業者処理計画制度、再生利用認定制度、広域認定制度を活用した、自主的な減量、再生利用を推進。
- また、各種リサイクル法等については、事業者等におけるリサイクル義務等により3Rの取組を促進。

廃棄物の排出量の推移

➤ **一般廃棄物の排出量は4,432万t、一人当たり排出量は909グラム/人（平成26年度）**

○排出量は平成12年度以降断続的に減少し、平成28年1月に変更された廃棄物処理法基本方針における平成32年度時点での目標値（約4,000万t）に向けて順調に減少。

○一人当たりごみ排出量は平成12年度以降断続的に減少。

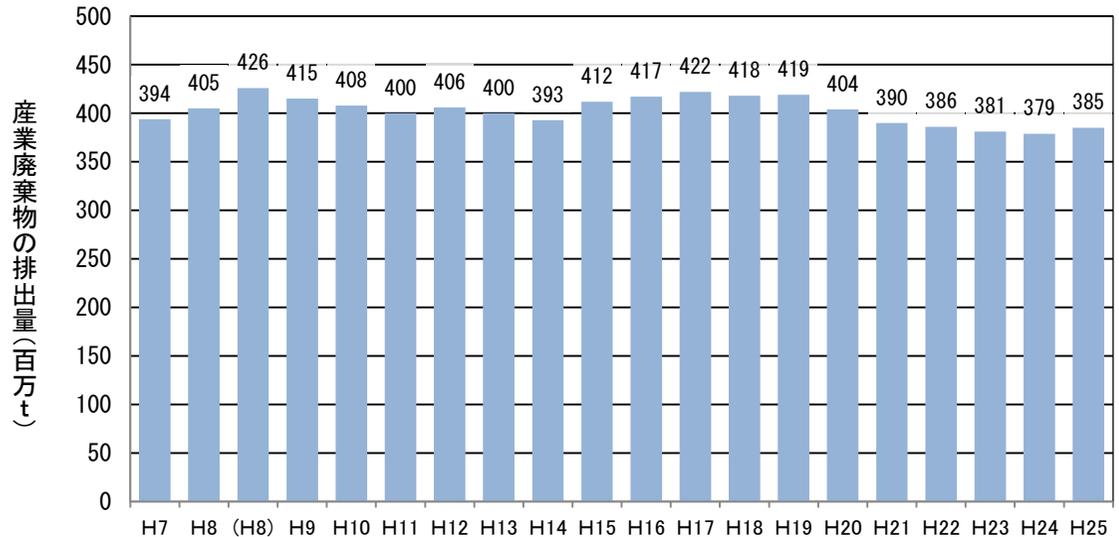


➤ **産業廃棄物の排出量は385百万t（平成25年度）**

○排出量はバブル経済の崩壊以降は約4億t前後で推移しており、大幅な増減は見られない。

※1: ダイオキシン対策基本方針に基づき、政府が平成22年度を目標として設定した「廃棄物の減量化の目標量」における平成8年度の排出量を表す

※2: 平成9年度以降は※1と同様の算出条件で算出

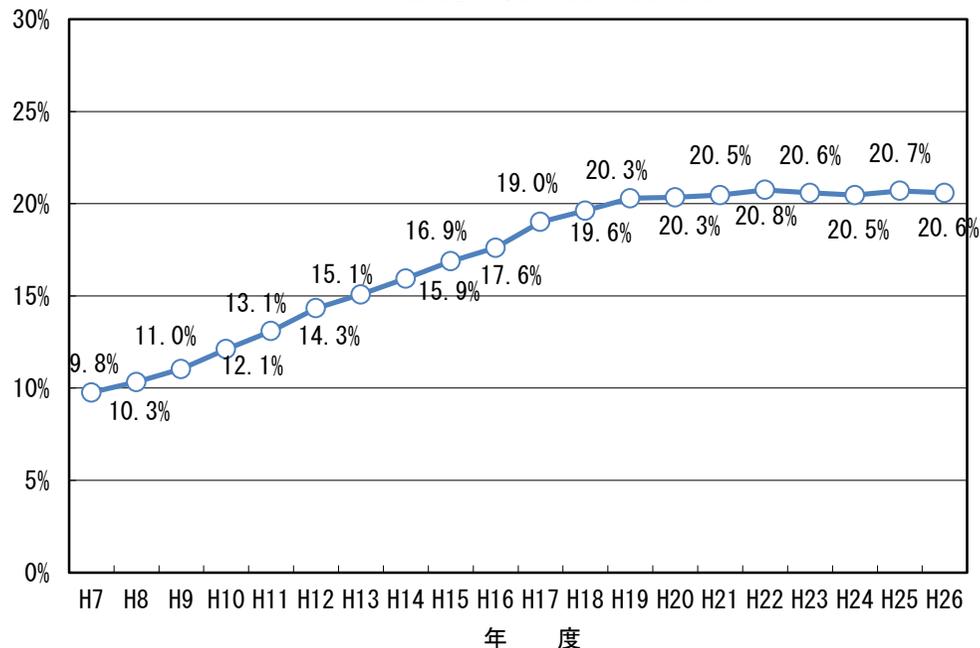


廃棄物の再生利用率の推移

➤ 一般廃棄物の再生利用率は20.6% (平成26年度)

○一般廃棄物の再生利用率は平成19年度頃まで着実に上昇し、以降は20%程度で推移している。

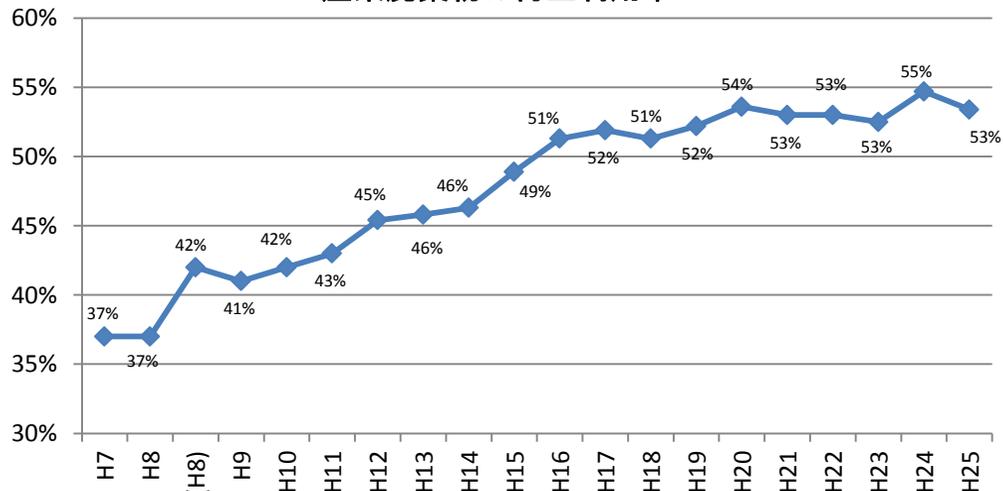
一般廃棄物の再生利用率



➤ 産業廃棄物の再生利用率は53.4% (平成25年度)

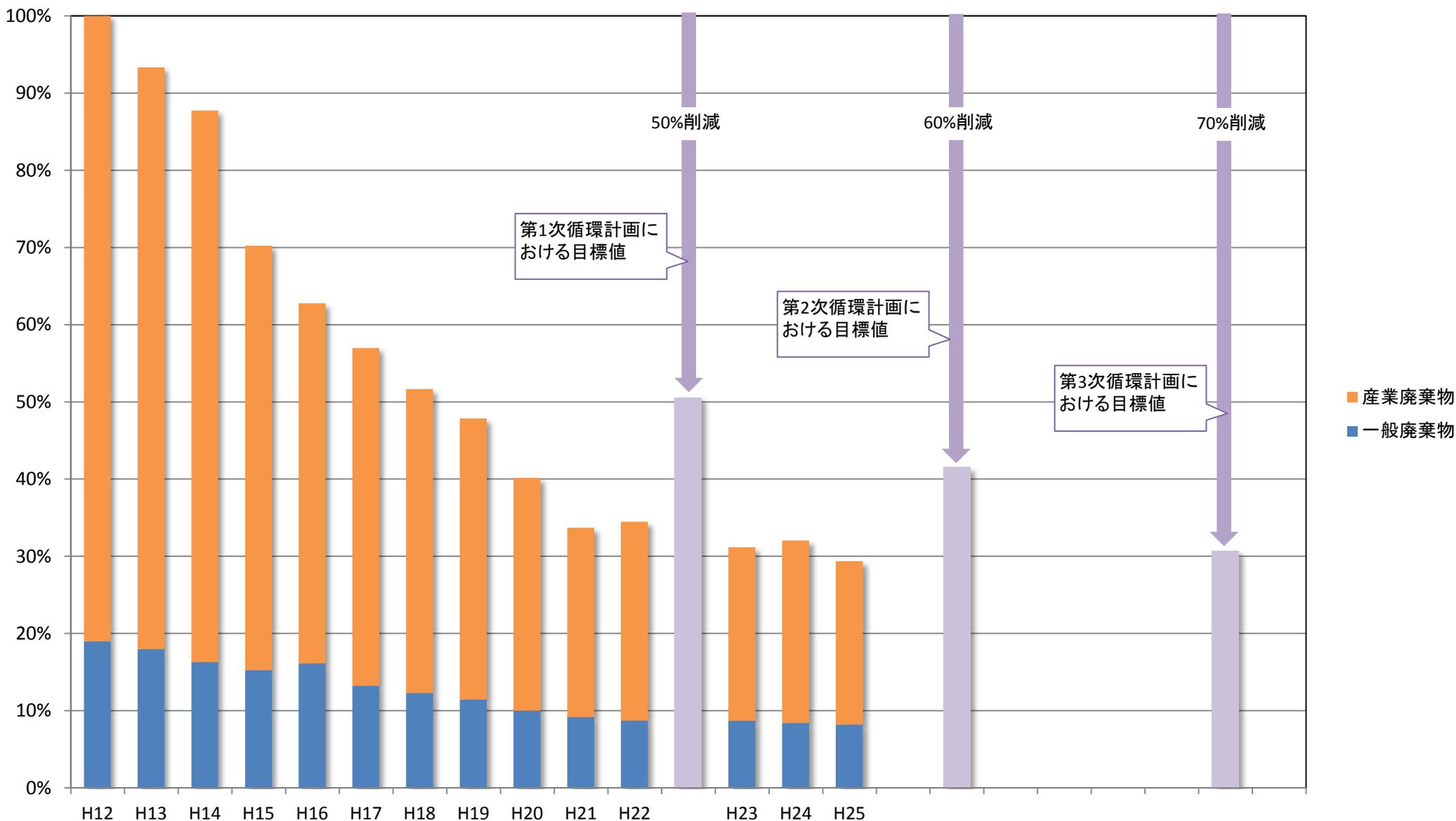
○産業廃棄物の再生利用率は平成16年度頃まで着実に上昇し、以降は53%前後で推移している。

産業廃棄物の再生利用率



最終処分場量の推移

最終処分場量の推移



最終処分場のひっ迫

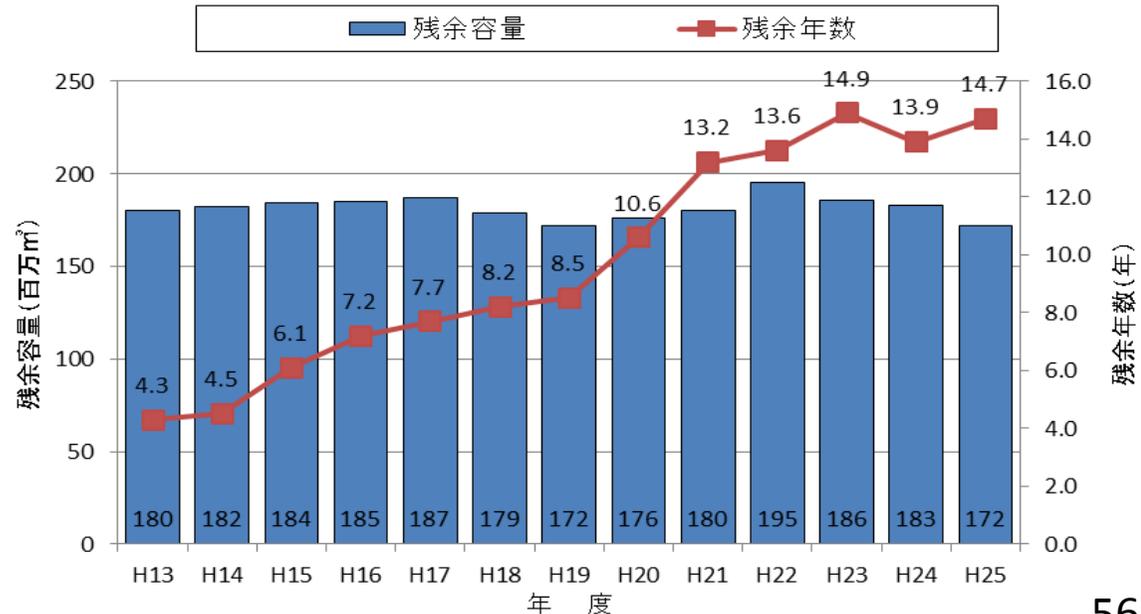
➤ 一般廃棄物の残余年数は20.1年分
(平成26年度)

○公共の最終処分場を有していない市区町村が303(全市区町村数の17.5%)。



➤ 産業廃棄物の残余年数は14.7年分(首都圏は5.2年分)
(平成25年度)

○最終処分場の新規設置数は、平成10年度の136施設から、平成24年度は16施設、平成25年度は14施設(ともに許可件数)と激減



減量・再生利用の取組体系

廃棄物処理法

多量排出事業者処理計画制度

産業廃棄物を多量に排出する事業者等による減量
その他の処理計画の策定

再生利用認定制度

生産設備等を活用した再生利用を促進するための、環境
大臣による認定制度

広域認定制度

製造事業者等による広域的な再生利用等を促進するための、環境
大臣による認定制度

各種リサイクル法等

容器包装、食品、家電、建設、自動車、小型家電リサイクル法

物品の性質に
応じた個別リサ
イクル制度

資源有効利用促進法

使用済物品や副産物も含め、資源の有効利用を図るため
の省資源化、再資源化等の自主的取組を促進

グリーン購入法

国等によるリサイクル製品等の環境配慮物品の調達を促進

3Rについての普及啓発

国民運動や各種イベント、シンポジウム、モデル事
業等の実施

多量排出事業者処理計画の概要と取組状況

平成12年度制度改正

- 前年度の産業廃棄物の発生量が1000トン(特管産廃で50トン)以上の事業場に処理計画の提出・計画の実施状況の報告を義務付け
- 都道府県知事は、計画及びその実施状況について公表

平成22年度制度改正

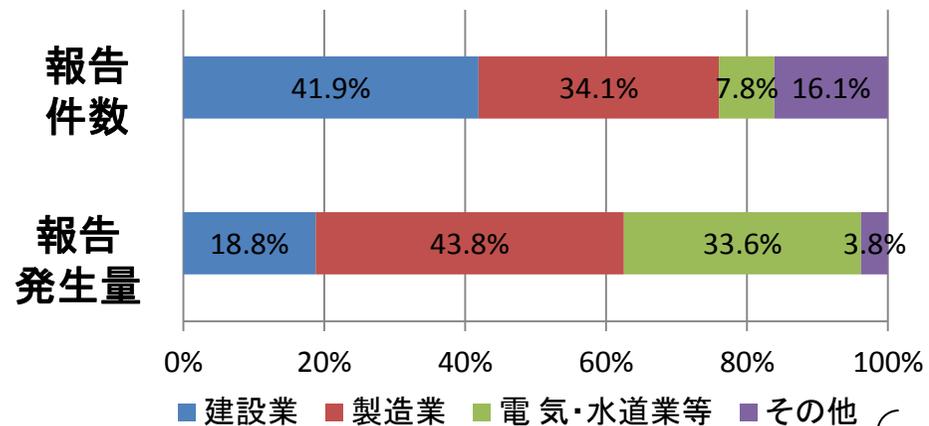
- 計画及びその実施状況を報告しなかった者に対して20万円以下の過料
- 計画の電子ファイルによる提出を可能とし、都道府県知事による公表はインターネットによるものとする
- 委託の内容について、認定熱回収施設設置者・優良認定処理業者への委託の別等を記載



処理計画の基準

- 以下の事項を定めること
 - ・ 計画期間
 - ・ 当該事業場の事業に関する事項
 - ・ 処理に係る管理体制に関する事項
 - ・ 排出抑制・分別に関する事項
 - ・ 自ら行う再生利用・中間処理・最終処分に関する事項
 - ・ 処理の委託に関する事項

平成27年度多量排出事業者処理計画実施状況報告



総報告件数
16,665件

総報告発生量
246百万トン

産廃総排出量
385百万トン
(H25実績)

再生利用認定制度(第9条の8)

制度の趣旨・背景

- ・廃棄物処理施設の設置を巡る住民紛争が激化
- ・処理施設の設置が非常に困難



- ・再生利用の大規模・安定的な推進

生活環境の保全を十分に担保しつつ、再生利用を大規模・安定的に行う施設を確保し、廃棄物の減量化を進める必要。

制度の概要(H9～)

認定対象者

安定的な生産設備を用いた再生利用を自ら行う者

特例措置

環境大臣の認定により、都道府県知事等の処理業・処理施設の設置の許可が不要となる

認定品目

廃ゴム製品
廃プラスチック類
シリコン汚泥(産廃)
廃肉骨粉
廃木材(一廃)
建設汚泥(産廃)

【平成19年10月追加】

金属を含む廃棄物

(バーゼル規制対象物)

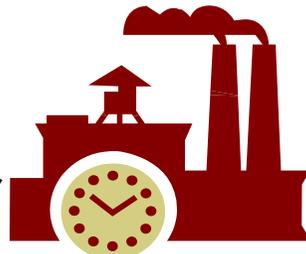
非鉄製錬・精錬業、製鉄業による再生利用

概念図

簡単に腐敗、揮発したりして生活環境保全上支障の生じない廃棄物

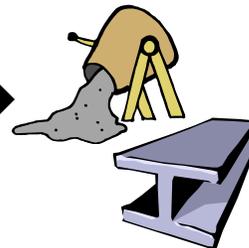


原材料として投入



生産設備等
(製鉄所、セメントキルン等)

再生利用

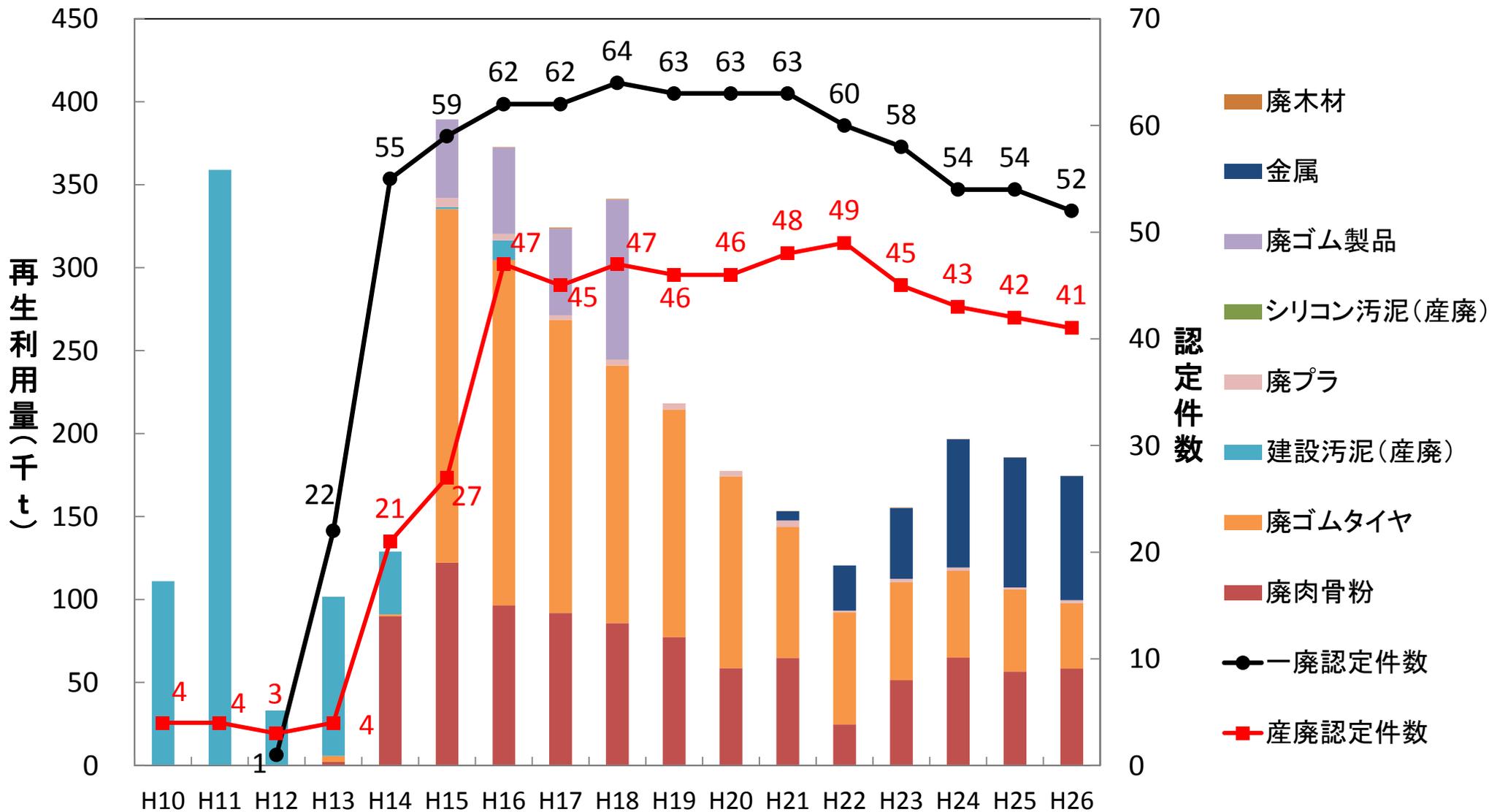


製品
(鉄、セメント等)

認定実績(H28年3月末)

一般廃棄物 : 67件
産業廃棄物 : 64件

再生利用認定制度の認定件数と処理量の推移



広域認定制度(第9条の9)

制度の趣旨・背景

・製品が廃棄物となったものを処理する場合、当該製品の製造、加工、販売等を行うもの(製造事業者等)が当該廃棄物の処理を担うことは、製品の性状・構造等を熟知していることで、高度な再生処理等が期待できる等のメリットがある。

・廃棄物を広域的に収集することにより、廃棄物の減量その他その適正な処理が推進される。

制度の概要(H15)

認定対象者

製造事業者等であって、当該製品が廃棄物となった場合にその処理を広域的に行う者

特例措置

環境大臣の認定により、都道府県知事等の処理業の許可が不要となる

認定品目

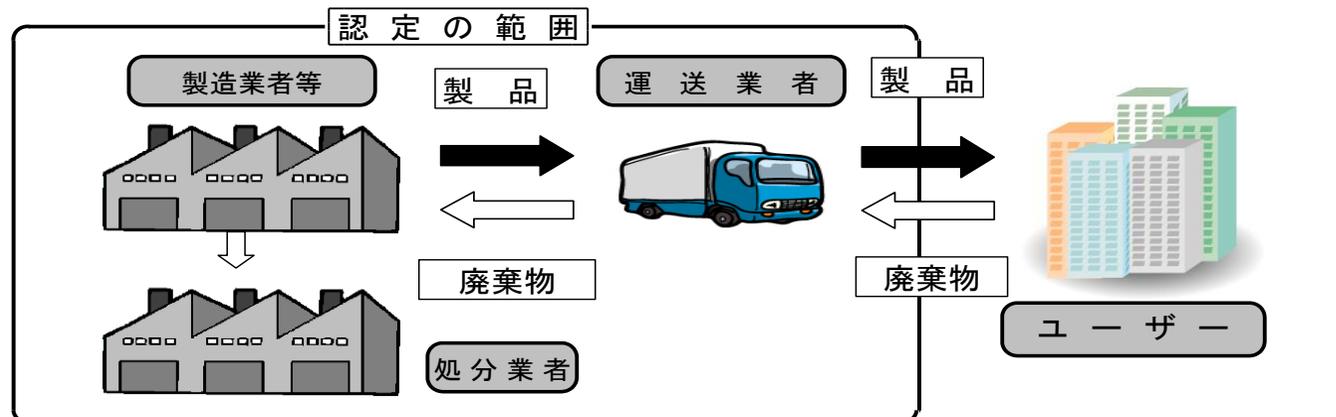
一般廃棄物：13品目を認定

廃パーソナルコンピュータ、
廃二輪自動車、廃消火器等

産業廃棄物：品目限定なし

情報処理機器、原動機付自転車・
自動二輪車、建築用複合部材等

概念図



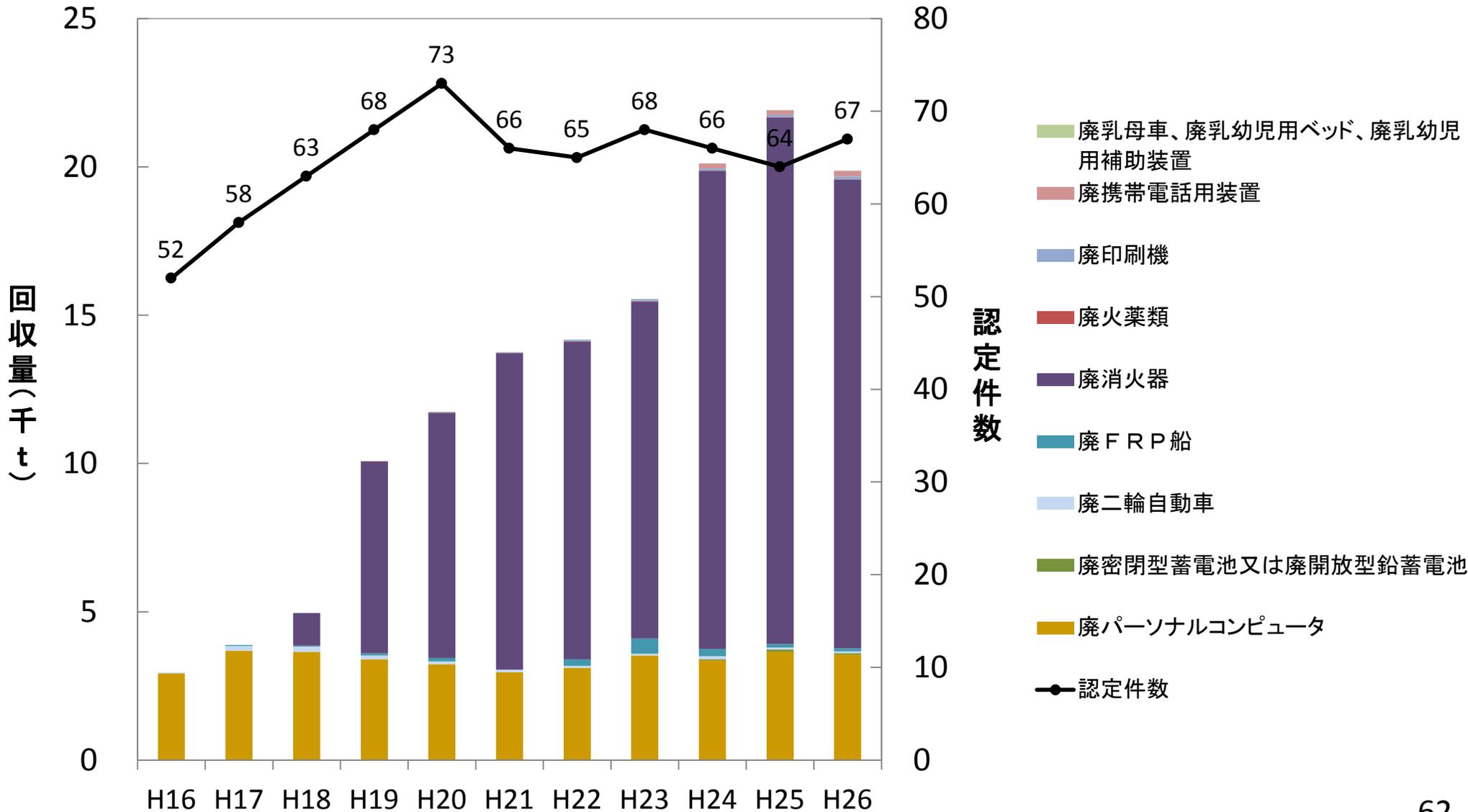
認定実績(H28年3月末)

一般廃棄物：96件
産業廃棄物：253件

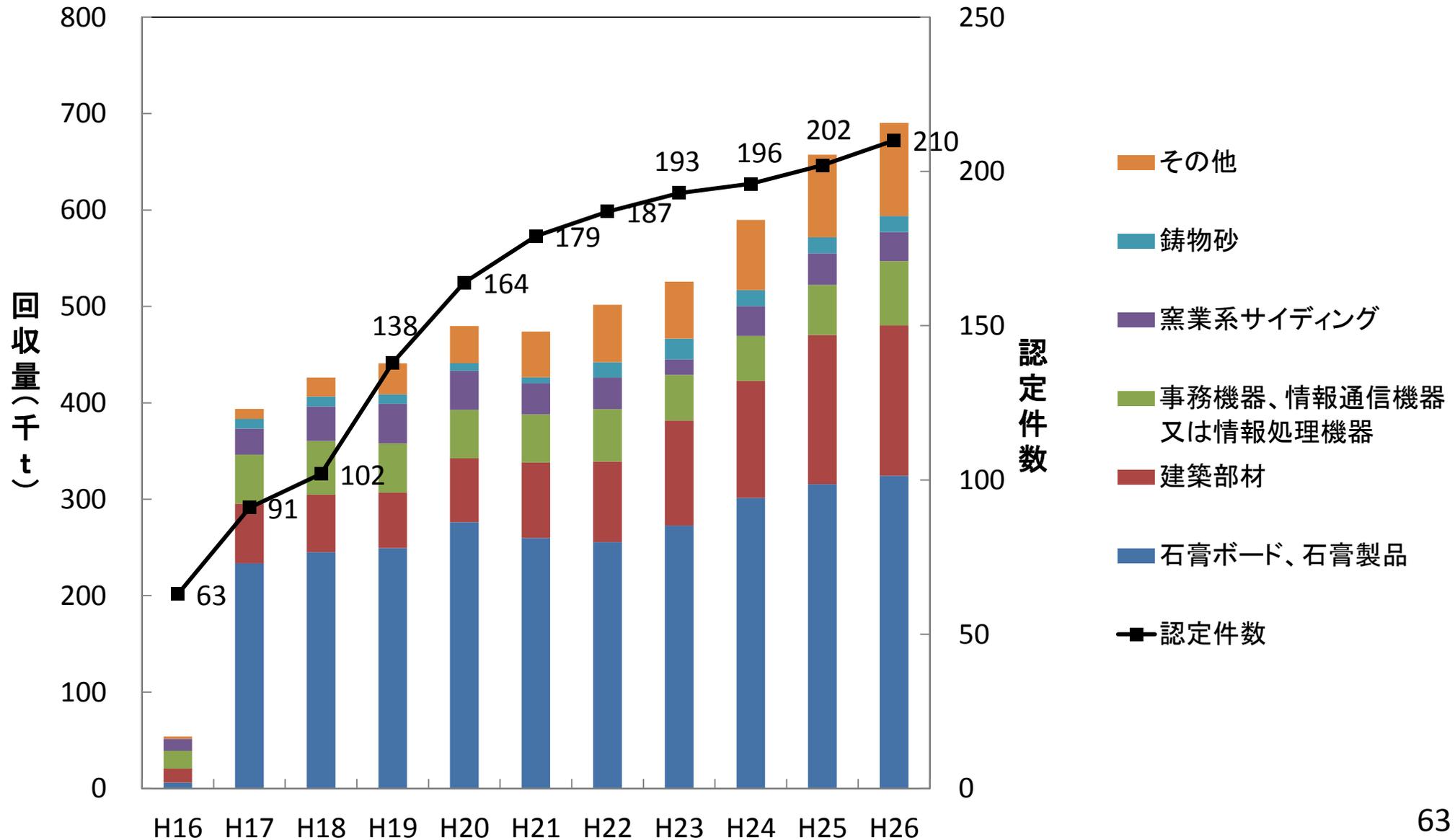
処理実績(H26年度)

一般廃棄物：19,865t
産業廃棄物：690,266t

広域認定制度の認定件数と処理量の推移 (一般廃棄物)



広域認定制度の認定件数と処理量の推移 (産業廃棄物)



廃棄物・リサイクル関連法における排出抑制関係の目標

○廃棄物処理法基本方針(平成28年1月21日告示)

＜廃棄物の減量化の新たな目標量＞

・平成32年度における目標量(平成24年度比)を以下のとおり設定。

一般廃棄物の排出量 **約12%削減**

産業廃棄物の排出量 **増加を約3%に抑制**

・平成32年度において、「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」を**500gに削減**する。

(注)第3次循環基本計画(平成25年5月31日閣議決定)において一般廃棄物の減量化関係の平成32年度における目標を定めているが、本基本方針においても同計画と同様の目標値を採用している。

○食品リサイクル法に基づく基礎発生原単位に関する告示(平成27年7月31日告示)

＜食品廃棄物等の発生抑制の目標値＞

・平成26年4月から26業種を対象に本格展開。平成27年8月から5業種を追加し、**合計31業種の目標値**(期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年)を設定。

例:肉加工品製造業 113kg/百万円(売上高)

4. 廃棄物等の越境移動等の適正化に関する状況

ポイント

- 廃家電等を不適正に扱う違法業者を利用したインフォーマルルートのパ撲滅が課題。
- 使用済家電の廃棄物該当性の判断の明確化を推進。
- 違法な回収業者についての普及啓発及びその取締りに向けた取組を推進。
- 廃棄物処理法及びバーゼル法に基づく廃棄物等の輸出入規制を実施。

廃棄物等の輸出入に関する国内法の枠組

バーゼル条約

国内担保法

バーゼル法

(特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律)

特定有害廃棄物等の輸出入を規制

【外為法に基づく承認】

(環境大臣は環境汚染防止に関する確認)

- 輸出: 非OECD加盟国向けでは環境大臣の確認が必要
- 輸入: 必要があれば環境大臣は意見を陳述

廃掃法

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

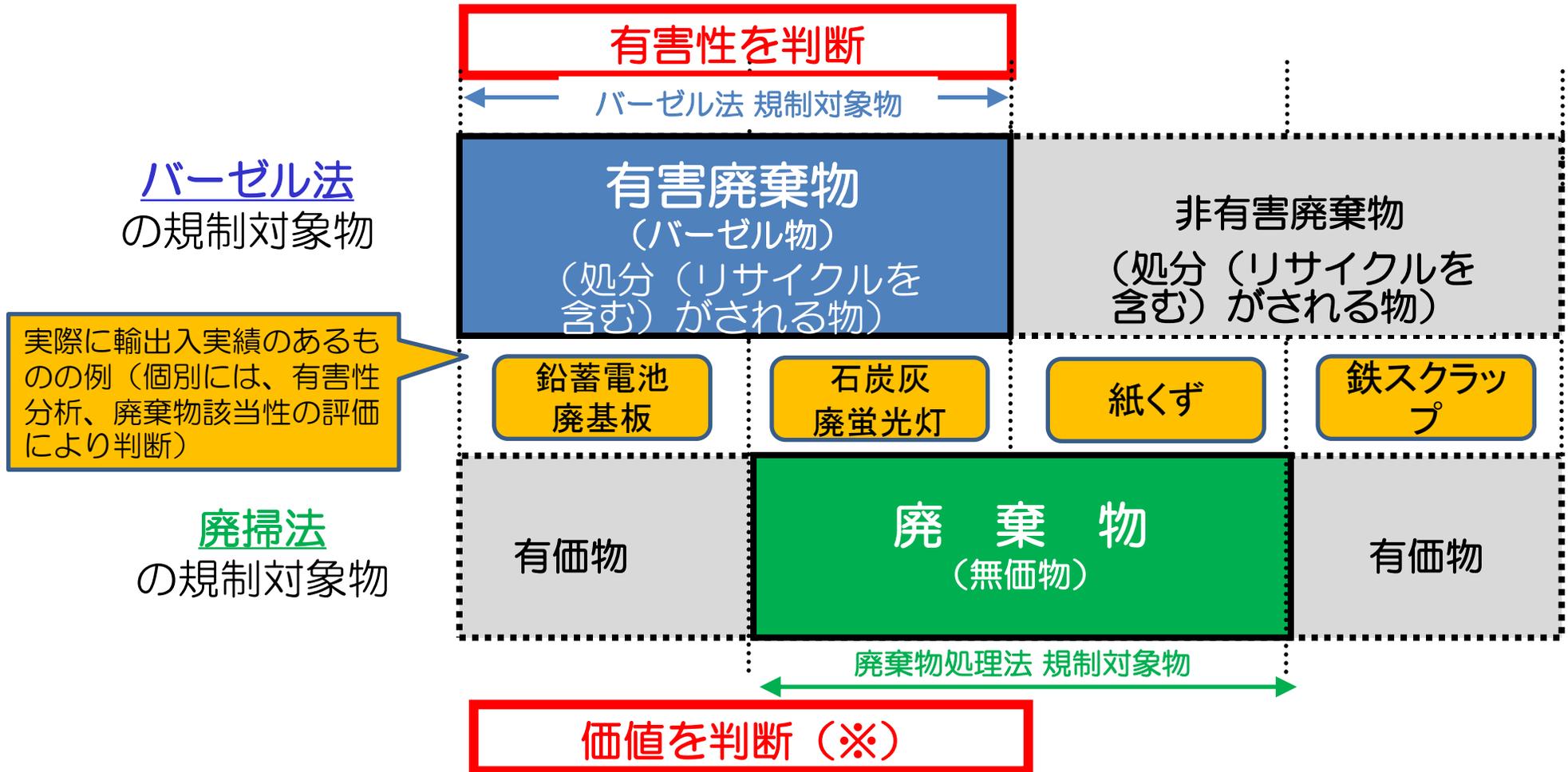
廃棄物の輸出入を規制

【廃掃法に基づく輸出確認及び輸入許可】

- 輸出・輸入の際に、環境大臣の確認(許可)が必要
(輸出・輸入の承認は、廃掃法に基づく許可を受け、別途外為法で行われる)

関係法令: 外国為替及び外国貿易法(外為法)、関税法

バーゼル法・廃掃法の規制対象の事例



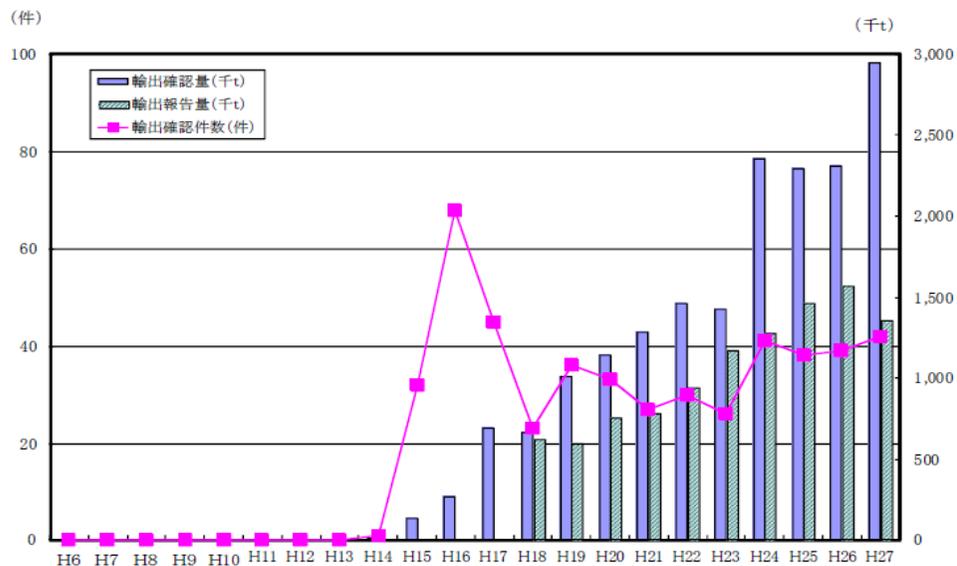
※ 廃棄物への該当性は、以下の判断要素を勘案して総合的に判断することとされている。

- ①物の性状 (環境基準等への適合状況等)、②排出の状況 (排出前や排出時における品質の管理等)、③通常の見取り形態 (廃棄物処理事例の有無等)、④取引価値の有無 (処理料金に相当する金品の授受等)、⑤占有者の意思 等

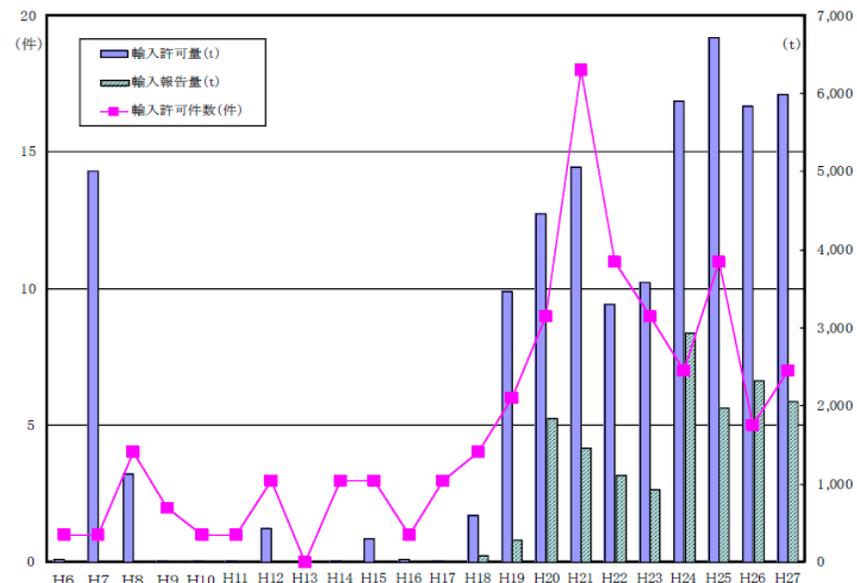
廃棄物の輸出入実績(H27)

我が国からの輸出（括弧内は前年）			我が国への輸入（括弧内は前年）		
輸出確認	42件 (39)	2,943,538トン (2,314,159)	輸入許可	7件 (5)	5,987トン (5,825)
輸出報告量		1,377,758トン (1,570,545)	輸入報告量		2,060トン (2,336)
相手国・地域	韓国、香港		相手国・地域	台湾、韓国	
品目	石炭灰		品目	廃乾電池、ヨウ素含有廃触媒 等	

廃棄物の輸出货量及び輸出件数の推移



廃棄物の輸入量及び輸入件数の推移

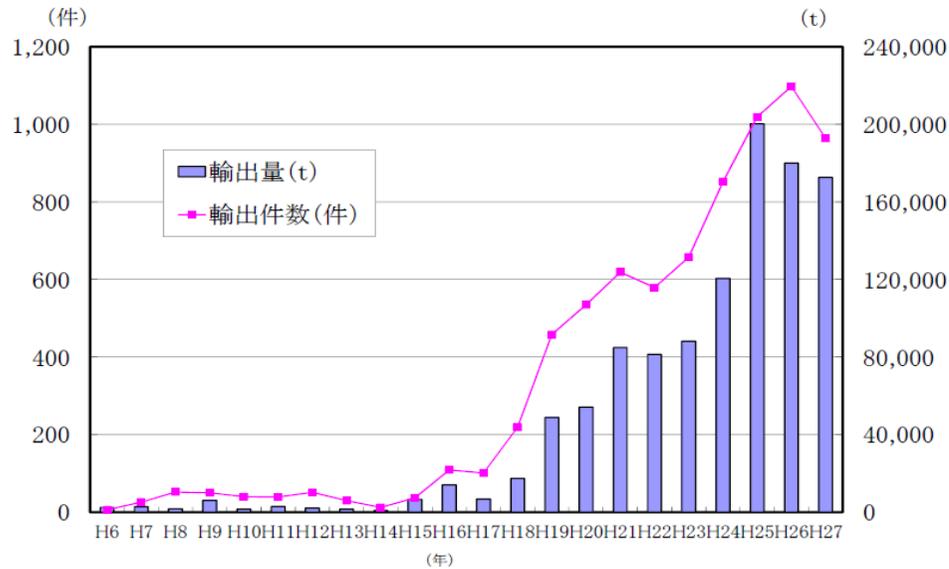


※輸出入報告量については、平成18年以降について集計。

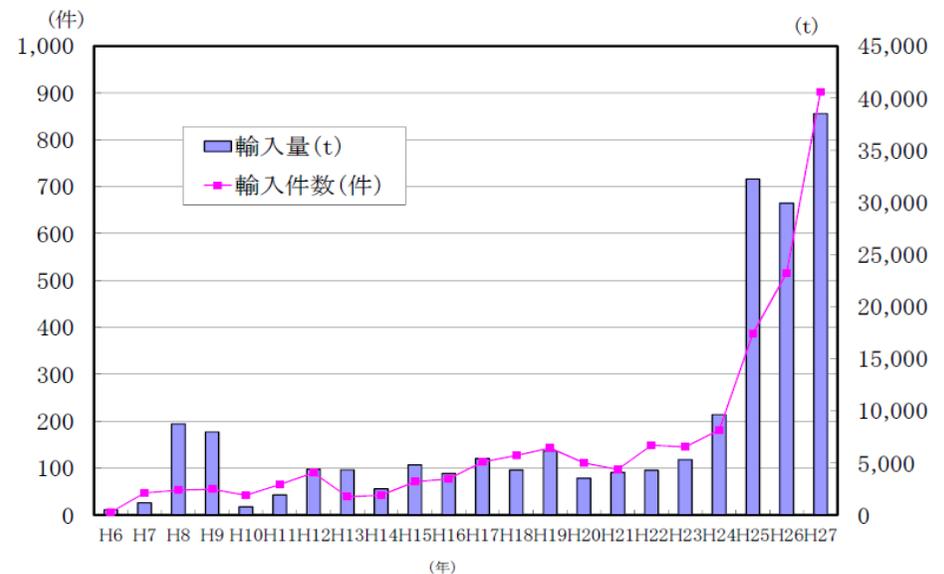
(参考) 特定有害廃棄物等の輸出入実績(H27)

我が国からの輸出（括弧内は前年）			我が国への輸入（括弧内は前年）		
相手国への通告	121件 (115)	435,303トン (412,861)	我が国への通告	183件 (139)	236,453トン (173,735)
輸出の承認	97件 (79)	316,828トン (277,411)	輸入の承認	167件 (125)	198,507トン (139,621)
輸出移動書類の交付 （輸出件数・輸出量）	964件 (1,098)	172,622トン (180,035)	輸入移動書類の交付 （輸出件数・輸出量）	902件 (516)	38,511トン (29,904)
相手国・地域	韓国、香港、ベルギー		相手国・地域	台湾、香港、タイ、シンガポール、フィリピン	
品目	鉛スクラップ（鉛蓄電池）、石炭灰、鉛灰・亜鉛灰、銅残渣・銅ドロス等		品目	電子部品スクラップ、金属含有スラッジ、電池スクラップ（ニッケルカドミウム、ニッケル水素、リチウムイオン等）等	

特定有害廃棄物等の輸出量及び輸出件数の推移

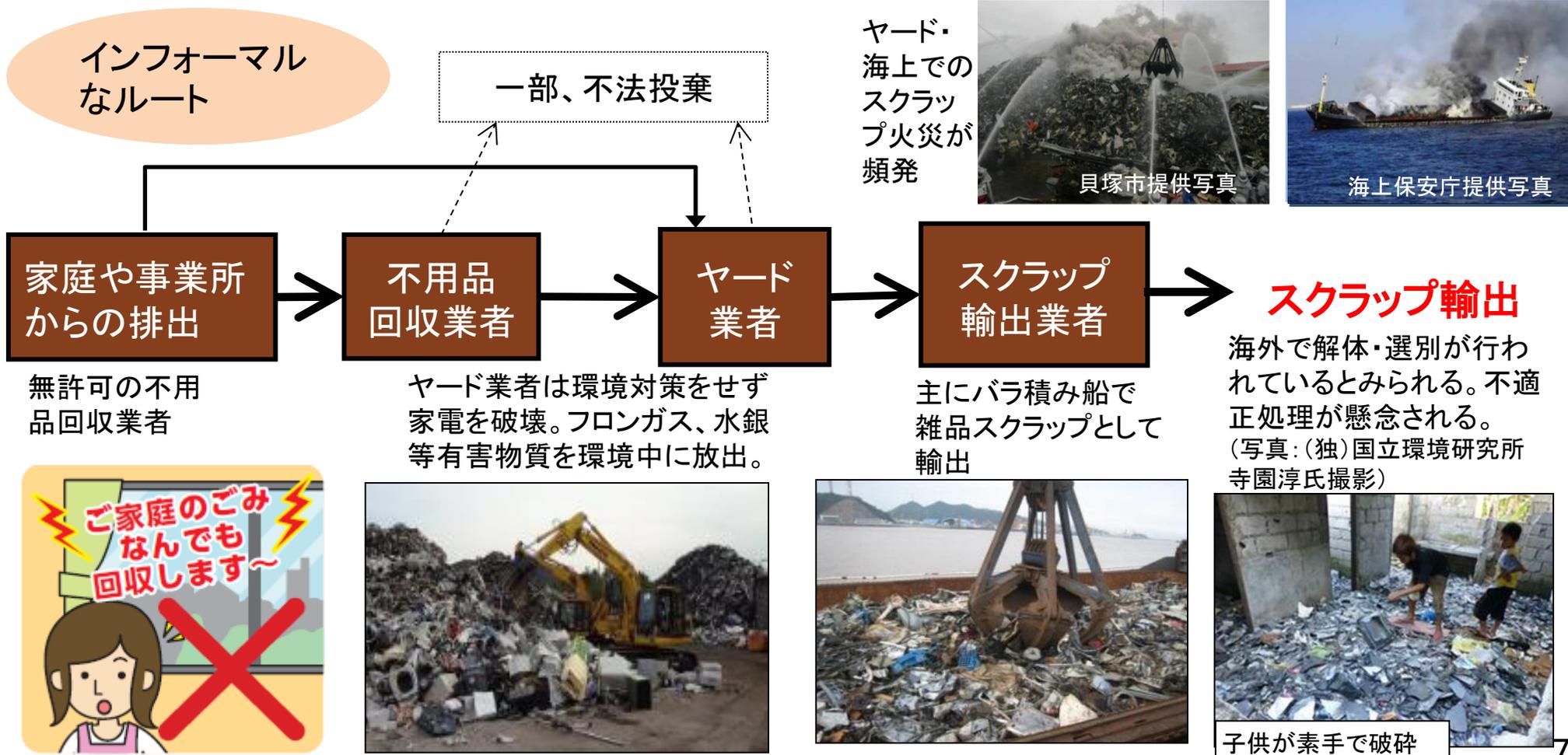


特定有害廃棄物等の輸入量及び輸入件数の推移

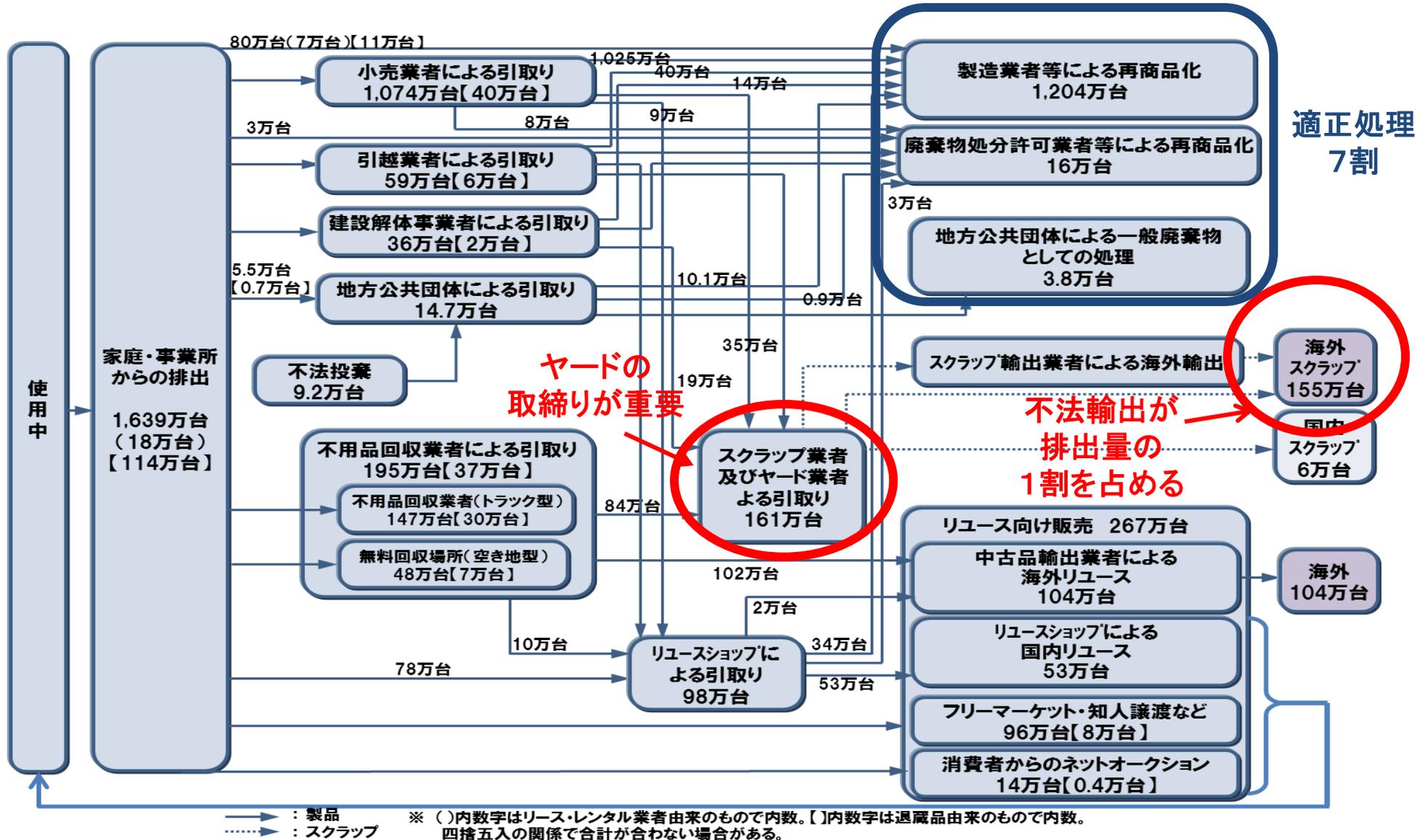


使用済家電等のインフォーマルな取扱いについて

- 家電・小型家電がインフォーマルに回収され、重機等で乱暴に破壊された上、雑品スクラップとして輸出され、海外でリサイクルされていると見られる。家電リサイクル法等の形骸化、国内外の環境汚染への懸念が高まっている。
- 廃家電等を不適正に扱う違法業者を利用したインフォーマルルートでの撲滅が課題。



【参考】家電リサイクル法における回収率 対象4品目フロー推計(平成25年度)



※「中央環境審議会循環型社会部会 家電リサイクル制度評価検討小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会 電気・電子機器リサイクルWG 合同会合(第33回)」(平成27年1月30日)資料より事務局作成

廃棄物処理法における取組：

使用済家電の廃棄物該当性の判断に係る環境省通知(319通知)(平成24年3月)

※ 通知名：「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について(通知)」(平成24年3月19日付け環廃企発第10319001号、環廃対発第10319001号、環廃産発第10319001号)

① 無料で引き取られる場合又は買い取られる場合であっても、直ちに有価物と判断することはできず、それが再使用を目的とした経済合理性に基づいた適正な対価による有償譲渡であるか否かについて慎重な判断が必要。

② 家電リサイクル法対象品目（洗濯機・乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、エアコン）の使用済み品については、以下のとおり取り扱うことが適当。

(1) リユース品としての市場性が認められない場合（年式が古い、通電しない、破損、リコール対象製品等）、又は、再使用の目的に適さない粗雑な取扱い（雨天時の幌無しトラックによる収集、野外保管、乱雑な積上げ等）がなされている場合は、当該使用済み品は廃棄物に該当するものと判断。

(2) 廃棄物処理基準※に適合しない方法による分解、破壊等の処分がなされている場合は、脱法的な処分を目的としたものと判断されることから、当該使用済み品は、廃棄物に該当するものと判断。

※注：家電リサイクル法対象品目については、廃掃法の下での処理基準において、資源（鉄、銅等）毎の分離・回収、有害物質の適正処理等について定められている。

③ 家電リサイクル法対象品目以外の使用済家電製品についても、無料で引き取られる場合又は買い取られる場合であっても廃棄物の疑いがあると判断できる場合は、総合判断により、積極的に廃棄物該当性を判断。

【取組状況】違法な回収業者の取締りに向けた取組

環境省において、自治体向けセミナーやモデル事業等、違法な回収業者の取締りに向けた様々な取組を実施。

平成27年度

自治体職員向けセミナーの実施

平成27年度は主に町中を巡回する違法な不用品回収事業者の取締り等について、取締り実績のある自治体職員を講師に招き、8カ所でセミナー実施。

違法な不用品回収事業者取締りモデル事業

住民周知のため、不用品回収業者に廃家電を排出しないよう呼びかけるチラシや広報の手法についてモデル事業を実施。

(※成果は今年度中に市町村の担当者会議等を通じ水平展開)

優良事例のとりまとめ

これまで取締りや住民向け広報の全国の優良事例集をとりまとめ

(※水平展開の準備)

平成28年度

引き続き、取締り実績のある自治体職員の講習を実施し、今年度は空き地に廃家電を集めるいわゆる「ヤード事業者」の取締りに着目し具体的な事例を踏まえた対応方針を示しながら、取締りに活かせるセミナーを複数箇所で実施予定。

ヤードに集められた廃家電



平成27年度の様子



専門家による講習

違法な事業者の取締りには自治体の廃棄物部局だけでなく、関係者の協力による横断的な取組が必要であることから、今年度は、都道府県、市町村の廃棄物担当者だけではなく、警察関係者も参加した検討会を設置し、取締りまでの行程を検討するモデル事業を実施。(※平成29年度に水平展開の予定)

本年夏までを目処に、各市町村に優良事例集を共有予定。 73